

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念の下、「お客様から選ばれ続ける企業」を目指し、事業活動を行っています。また、迅速な意思決定、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化、適時適確な情報開示など、ステークホルダー重視の経営に取り組むことにより、グローバル化する環境の中で企業価値の最大化を図り、成長し続けることができるものと考えています。なお、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会の実効性を高め、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、その役割・責務を果たす。また、独立社外役員が高い実効性をもって適切に経営陣をモニタリングする。
5. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[原則1-3 資本政策の基本的な方針]

当社は、財務の安全性を高めるため、取引金融機関を引受先とする種類株式を発行しております。今後ROEの目標値など資本政策方針を具体的に設定・明示していくことを前提として、有利子負債削減、及び種類株式の消却など財務の健全化に向けて優先して取り組んでいきます。

[補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画]

最高経営責任者や取締役など経営陣のサクセッションプランを構築し適切に運営することは、当社の持続的成長と企業価値向上を図る上で重要な課題のひとつと認識しており、取締役会において計画的に検討を進めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[原則1-4 政策保有株式]

当社は、政策保有株式について、取引先との長期的・安定的な関係の構築、営業推進等を目的に、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有するものとします。また、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、速やかに処分・縮減をしていく方針です。保有の適否については、取締役会において、経済的効果、事業上のメリット、将来的な取引拡大、安定的な取引の継続などの観点で個別に検証を行っています。議決権行使については、保有目的に照らして適切に対応しますが、特に重要な議案（特別決議、特殊決議）については、その内容を確認した上、慎重に対応しています。

[原則1-7 関連当事者の取引]

当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、それら取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、「取締役会規則」に基づき、取締役会にて、関連当事者取引に関する内容の確認を行い、その是非と取扱いについて決定するものとしています。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社では、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当していません。

[原則3-1 情報開示の充実]

当社は、法令に基づく情報開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性、公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下のとおり情報発信します。

- (1) 経営理念、経営計画については、当社ホームページに開示しておりますのでご参照ください。
- (2) コーポレートガバナンスの考え方については、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。
- (3) 取締役・執行役員の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、独立社外取締役が委員長となる報酬委員会での審議を経て、取締役会において決定します。また、監査役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査役会の協議により決定します。
- (4) 取締役会が取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任を行うに当たっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する豊富な経験とバランス感覚、高い見識と倫理観及び多様な専門性を備えているかという観点から、独立社外取締役が委員長となる指名委員会での審議を行い、指名しています。なお、監査役候補者は、事前に監査役会の同意を得て指名しています。
- (5) 当社の取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選任についての説明は、株主総会の招集通知に記載しています。

[原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

当社は、「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めるとともに、業務の効率的運営の責任の明確化を図ることを

目的として、「権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。また、取締役会は、その「権限規程」に基づき、営業行為・固定資産・投融資・組織人事・契約訴訟・計画予算などの各項目について、それぞれ定められた権限範囲の中で意思決定を行っています。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものとみなします。

- (1) 現在または過去10年間に於ける当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）
- (2) 当社の大株主（直接・間接に5%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な借入先（注3）又はその業務執行者
- (5) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- (6) 当社グループから多額の金銭（役員報酬以外に年間1000万円を超える報酬）その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、司法書士、弁理士等の専門家
- (7) 当社グループから多額の寄付を受けている者（年間1000万円を超える寄付金）
- (8) 社外役員の相互就任関係（注4）となる他の会社の業務執行者
- (9) 上記1から8に該当する者（重要な地位にある者（注5））の近親者（注6）
- (10) 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者

注1：業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。

注2：当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。

注3：当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注4：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注5：取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれに準じる権限を有する業務執行者をいう。

注6：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

[補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

当社の取締役会は、活発な審議と意思決定ができるよう、2名以上を独立性の高い社外取締役で構成することとしております。また、取締役にについては、業務全般を把握し活動できる豊富な経験とバランス感覚、高い見識と倫理観及び多様な専門性を持ったメンバーで構成されることが必要であると考えており、独立社外取締役が委員長となる指名委員会からの提案を受けた者について、その候補者として取締役会にて決定するものとしています。

[補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況]

当社は、取締役・監査役の、他法人等の役員との兼任について、利益相反取引の観点から問題がないことを取締役会にて確認し、決議しております。また、当社は、他法人等の役員の兼任に関して、社外役員を含め、当社取締役・監査役業務に時間・労力を振り向けることができる合理的な範囲のものであるか否かについて取締役会にて確認するものとします。なお、その中で重要と考えられる兼任状況については、毎年、株主総会招集通知等にて開示します。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価]

2021年3月に取締役会の構成員である全ての取締役・監査役を対象に外部機関の助言を得ながらアンケートを実施し、外部機関からの集計結果を踏まえ分析・評価を行いました。

その結果として、取締役会の構成、運営ならびに管理・監督機能などは、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保できていると評価しました。

なお、前回のアンケートで検討・改善の余地があるとされた項目である、より多様性のあるメンバー構成への取組みや議案に関する資料の改善、役員間のさらなるコミュニケーション強化に向けた機会創出などについては、改善が見られました。

一方、今回のアンケートでは当社グループ全体における内部統制システムのさらなる機能強化や後継者育成の課題、ESG、SDGsなどを踏まえた経営戦略等の議論の必要性などの意見がありました。

今後、これらの意見について検討し、取締役会の実効性の向上に引き続き取り組んでまいります。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針]

当社は、新任の取締役・監査役には、外部セミナーへの参加を要請しております。また、毎年、取締役・監査役及び執行役員の全員を対象とした外部講師などによる社内研修会を実施しており、年1回以上の頻度で、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を理解するための内容を基本として実施する予定です。なお、各取締役、各監査役及び各執行役員に対しては、情報収集や自己啓発、人的交流等を目的として、各種交流会等への参加を推奨するとともに、その費用については、取締役・監査役及び執行役員の請求等により、当社にて負担しています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制として、関係部門が有機的に連携しながら、決算発表やIR説明会の開催など適時情報開示に係る対応と、株主総会の招集、株主通信の発行など株主への実務対応を行っております。また、株主の希望に基づく面談については、その関心事項を踏まえ、IR活動を所管する部門の担当取締役を中心に対応するものとしています。

なお、当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次の方針を定め適切に対応するものとしています。

- (1) 株主との対話全般に関して、IR活動を所管する部門の担当取締役が総括的に対応するものとします。
- (2) 適切かつ円滑な情報開示を行い、株主との対話についても補助できるよう、原則として月に1回、関係部門による「開示部会」を開催、適時情報開示事項を中心とした取扱いを確認し、適切に対応するなど有機的な連携を図っています。
- (3) アナリスト、機関投資家向けのIR決算説明会を年2回実施しています。また、中期経営計画策定時にも同様にIR説明会を行っています。
- (4) 株主・機関投資家との対話の中で把握された意見、懸念は、適切に取締役全体にフィードバックしています。
- (5) インサイダー情報に関しては厳格に管理するとともに、それに係る取引に関しても、「内部者取引管理規程」において定め、厳格に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,505,300	9.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,569,000	4.45
株式会社三菱UFJ銀行	2,356,306	4.08
ユニチカ従業員持株会	1,322,679	2.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	873,200	1.51
J.P.Morgan Securities plc	803,542	1.39
大同生命保険株式会社	800,000	1.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	779,800	1.35
JP MORGAN CHASE BANK 385781	708,724	1.22
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	701,400	1.21

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古川 実	他の会社の出身者								△			
太田 道彦	他の会社の出身者											
石川 路子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川 実	○	当社の取引先である日立造船株式会社 の出身者ですが、当社の同社に 対する売上高は1%未満であります。	上場企業の代表取締役として、長年優れた 経営手腕を発揮され、また大阪商工会議所、 関西経済連合会等でも要職を歴任されるなど、 幅広い経験と高い知見を有しております。これら の知見と経験を活かし、引き続き当社グループ の経営の監督及び経営への提言を行って いただくため選任しました。なお、当社との間に特別 の利害関係はなく独立性が高いことから、一般 株主と利益相反が生じるおそれがないと判断 しました。

太田 道彦	○	----	上場企業の代表取締役などの要職を歴任し、国内外の素材開発をはじめ様々な事業に関する高い知見及び経営に関する豊富な経験を有しております。これらの知見と経験を活かし、引き続き当社グループの経営の監督及び経営への提言を行っていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
石川 路子	○	----	長年にわたり大学の教授等として活躍され、他にも社会貢献活動に取り組むなど、当社の経営の監督に相応しい豊富な経験と高い知見を有しており、これまでの経験、知見を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値の向上に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	2	0	1	社外取締役

補足説明

取締役会が取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部（執行役員）の選任を行うに当たっては、独立社外取締役が委員長となる指名委員会からの提案を受けることとしています。

取締役会が取締役及び経営陣幹部（執行役員）の報酬を決定するに当たっては、独立社外取締役が委員長となる報酬委員会からの提案を受けることとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、毎年定時株主総会終了後、速やかに会計監査人から監査計画の提示を受け、計画について意見交換を行っています。また、個々の監査の立会いを通じて、会計監査人から随時状況報告を受けるほか、年4回監査又はレビュー実施報告を受けるなど、連携をとっています。

内部監査部門は、監査役に適宜情報を提供するなど、十分連携をとっています。また、内部監査部門立会いのもと必要に応じて担当部署の責任者からのヒアリングを行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福原 哲晃	弁護士													
丸山 澄高	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福原 哲晃	○	----	弁護士として企業法務に精通しているだけでなく、過去にも上場企業の社外監査役を長年務めた経験もあり、豊富な経験と十分な知見を有しており、これまでの知見と経験を活かし、当社の監査を始めとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に関する役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
丸山 澄高	○	----	大阪国税局などで幅広い業務を歴任し、税理士の資格を有するなど、税務における豊富な見識、並びに税務及び会計に関する高い知見を有しており、これまでの知見と経験を活かし、当社の監査を始めとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に関する役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しました。

[独立役員関係]

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

報酬の一部について、業績・成果に応じた報酬制度としています。詳細は、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2019年度における取締役の報酬の総額は155百万円 (7名) です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、当社グループの中長期的な経営の方向性を踏まえ、将来の企業価値向上を図るために必要なガバナンス体制に係る仕組みの一環として、役員の報酬体系を整備しています。

a. 役員報酬の種類

当社の役員報酬はすべて金銭報酬としており、社外取締役及び監査役を除く役員については、役位別固定報酬とインセンティブとしての業績連動報酬による構成としています。また、社外取締役、監査役は固定報酬のみとしています。

b. 役員報酬水準、体系の決定方法

当社の役員報酬は、取締役会の諮問機関として設置している独立社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会の諮問を経て、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、それぞれ決定しています。

また、役員報酬の水準については、外部の第三者機関の調査データなども参考とし、報酬委員会での社外役員の意見等も踏まえながら、定時株主総会 (1990年6月28日) で定められた役員報酬の限度額 (取締役月額40百万円以内、監査役月額6百万円以内) の範囲内で、適切に決定しています。

c. 業績連動報酬の算定と決定方法

当社の業績連動報酬制度は、中期経営計画の達成を強く動機づけることを目的に、社外取締役及び監査役を除く役員を対象として導入しており、中期経営計画に基づく収益目標値に対する当該年度の業績結果による達成度評価に基づき算定するものとしています。

業績連動報酬の割合は、標準的な水準として役位別固定報酬のおよそ1割程度を目安に設定し、その算定のベースとなる収益に係る達成度評価は、連結ベースの売上高、営業利益、当期純利益について、一定のウェイト付けの下に行うものとしています。また、業績連動報酬算定のための評価については、報酬委員会の諮問を経て、決定するものとしています。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役に対し、担当部署から取締役会資料の事前配布を行っているほか、会社の業績等に著しい影響を与える事象については、その都度直ちに報告するなどのサポート体制をとっています。また、社外監査役については、監査役スタッフ及び内部監査部門、内部統制部門、経理部門、総務部門、法務部門の協力体制により、監査業務をサポートしています。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	一名
--------------------------	----

その他の事項

- ・当社は、相談役・顧問について、取締役会の決議に応じて任命しています。
- ・相談役・顧問は、当社の経営、専門的業務、その他特命事項に関して、提言・助言を行うことになっています。また、必要に応じて対外活動の役割を担っています。
- ・相談役・顧問が当社経営の意思決定に関与することはありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 会社の機関の基本説明

当社は、会社法上の制度として監査役会設置会社を採用しているほか、会計監査人を設置しています。また、任意の制度として執行役員制度を導入しています。取締役会による「意思決定・経営監督（ガバナンス）機能」と執行役員による「業務執行（マネジメント）機能」を明確化する一方、取締役と執行役員の相互連携強化を図り、経営の機動性と実効性を高めるため、一部を除き、取締役が執行役員を兼務する体制としています。

監査役制度、社外取締役、執行役員制度、任意の委員会設置などによりガバナンス体制は機能していると認識しています。

a. 「取締役会」

当社の「取締役会」は、社外取締役3名を含む8名の取締役で構成されています。社外取締役は、それぞれの豊富な経験、幅広い見識を生かし、客観的立場で助言を行う役割を有しており、経営の透明性、公正性を高めています。また、全監査役には、取締役会に出席し、発言の機会と経営の意思決定の過程に関するチェックの機会が確保されています。なお、「取締役会」は、毎月1回定例開催されるほか、必要に応じて臨時に開催されています。

b. 「経営会議」

当社の「経営会議」は、経営全般の基本方針・課題等について取締役の討議を深めるとともに、経営課題の早期把握、施策立案に係る方針の決定の効率化・迅速化、タイムリーな執行を図ることを目的として設置し、全取締役で構成しています。重要な案件は、「経営会議」において事前に十分審議、検討を重ねたうえで取締役会に諮る体制となっています。なお、「経営会議」は、原則毎月開催されており、全監査役がオブザーバーとして出席するなど、経営の意思決定に関するチェックの機会も確保されています。

c. 「業務執行会議」

当社の「業務執行会議」は、取締役、事業部門及び管理部門の責任者が各部門の業務執行の状況について相互に共有化を図るとともに、経営方針に係る指示の徹底や業務執行上の諸課題について協議・検討を行うことを目的として設置し、5名の社内取締役に加え、事業部門及び管理部門の責任者12名で構成されており、2名の常勤監査役がオブザーバーとして出席しています。なお、「業務執行会議」は、原則毎月開催されています。

d. 「監査役会」

当社の「監査役会」は、4名の監査役（うち常勤監査役は2名、社外監査役は2名）で構成されており、法令、定款、規程などの基準に従い、経営方針、業務執行、財産保全の状況など経営に対する監査・監視機能を果たしています。

e. 「指名委員会」及び「報酬委員会」

当社の「指名委員会」及び「報酬委員会」は、それぞれ独立社外取締役を委員長とし、代表取締役2名、社外取締役2名、社外監査役1名の5名で構成され、取締役・監査役候補者の指名及び経営幹部（執行役員）の選任と役員報酬に関する事項について審議し、その結果を取締役会に提案することにより、役員の人事と報酬決定に関わる公正性の確保と透明性の向上に努めています。

f. 「リスクマネジメント委員会」

当社の「リスクマネジメント委員会」は、リスク管理統括責任者を委員長とし、各本部長、経営企画部長、人事総務部長、経理部長から構成され、常勤監査役がオブザーバーとして出席します。リスクの評価、対応、発生時の原因究明、再発防止、リスクマネジメント体制の構築、運用等に関して、検討及び審議を行い、リスク防止、発生時の損失の最小化に努めています。

g. 「コンプライアンス委員会」

当社の「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンス統括責任者を委員長とし、各本部長、内部通報窓口を委託している弁護士から構成され、常勤監査役がオブザーバーとして出席します。ユニチカグループ企業行動憲章及びユニチカグループ行動基準の教育啓発活動、コンプライアンス体制の構築及び執行状況、内部通報制度の運用状況の監視など、ユニチカグループのコンプライアンス体制を横断的に統括、推進しています。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査の組織として、社長直轄の監査室（7名）を設置しています。監査室は、監査計画等に基づきグループ会社を含めて業務運営の適正性、妥当性等を監査し、リスク管理強化等に努めています。また、関係部門と協力のうえ、財務報告に係る内部統制の整備、評価を実施しており、監査、評価の結果及び改善事項は社長に報告しています。

監査役は、監査室から適宜情報の提供を受けるなど十分な連携を取り、監査室立会いの下必要に応じて担当部署の責任者からヒアリングを行っています。

当社は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成される監査役会を設置しています。社外監査役のうち福原哲晃監査役は弁護士、丸山澄高監査役は税理士の資格を有しており、法務及び税務・会計に関する十分な知見を有しています。

監査役スタッフ3名が、監査役の業務執行をサポートしています。

各監査役は、取締役会や経営会議などの重要会議に出席するほか、常勤監査役はリスクマネジメントやコンプライアンスなどの専門委員会、また業績見通しに係る業務執行会議にも出席し、その内容については監査役会で報告しています。

監査役会では、監査報告の作成、常勤監査役の選定、監査の方針や具体的な監査計画、また会計監査人の選解任又は不再任に関する方針やその報酬に対する同意等の決議等の事項について検討し決議を行っています。

常勤監査役は、監査役監査計画に基づき、各事業部及び管理・間接部門の各部署はすべてヒアリング等による監査を行い、また海外を含め関連会社に対しては往査を実施しています。社外監査役もこれらの監査についてできるだけ同席、同行していますが、これらについてはすべて監査報告を作成し、監査役会で報告しています。また、常勤監査役は、主要な事業所において業務及び財産の状況を確認するほか、営業倉庫や外注加工場など年間20カ所程度は製品の実地棚卸検査の立会いも行っています。

なお、国内の事業所や海外を含む関連会社への往査及び実地棚卸検査立会いについては、新型コロナウイルス感染症対策として一部Web会議システムを利用するなどして当初の監査計画をほぼ実行しています。

3. 会計監査の状況

当社は会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しています。2021年3月期に業務を執行した公認会計士は伊東昌一、安田秀樹の2名であり、監査補助者は公認会計士13名、会計士試験合格者等14名、その他15名です。

4. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役3名、社外監査役2名を選任しています。

社外取締役は、他社において代表取締役を務めるなど、経営者としての知見を有しており、取締役会において、議案審議等に関して、その知見に基づく発言を適宜行っています。

社外監査役は、1名は税理士、1名は弁護士の資格を有しており、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士・弁護士としての経験と財務、税務会計及び法律に関する知見に基づく発言を適宜行っています。このほか、社内監査役と意思疎通及び連携を十分取っており、また、監査役スタッフ及び内部監査部門、内部統制部門、経理部門、総務部門、法務部門の協力体制により、監査業務をサポートしています。会計監査人との関係では、主に年度の監査報告会等を通じて、会計監査報告を受けることなどにより、連携を図っています。

なお、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しています。

5. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、毎月及び臨時に開催される取締役会については、全監査役が出席者として、発言の機会が確保されています。また、経営会議には、監査役がオブザーバーとして同席するなど、経営の意思決定の過程に関するチェックの機会も確保されています。監査役の活動については、監査役スタッフが適宜補助しています。

また、当社では、社外取締役を3名選任しており、経営の意思決定や取締役の職務執行の状況を、より客観的な立場で監督できるような体制としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日のおよそ3週間前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	実施しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文による招集通知を、当社及び東証ウェブサイトに掲載しています。
その他	IT機器を利用し、株主総会の報告事項について、写真や図表を用いて報告しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び第2四半期決算発表後、アナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、ファクトブックを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ユニチカグループ企業行動憲章」及び「ユニチカグループ行動基準」で規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ユニチカ地球環境憲章を定めるとともに、毎年報告書を作成し、ホームページ上で公開しています。また、各事業所において、ISO14000シリーズの取得、重油から天然ガスへの燃料転換、省エネ活動等の取組みを行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ユニチカグループ企業行動憲章」及び「ユニチカグループ行動基準」で規定しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法、金融商品取引法を踏まえ、「ユニチカ内部統制基本方針」を定め、「財務報告に係る内部統制」については、監査室を中心に、重要な事業拠点においては内部統制関連部署を設置し、内部統制の整備された企業体制を構築しています。

また、リスクマネジメント室を中心とした社内・グループ内の情報収集のほか、コンプライアンス委員会を設置したり、社内・社外の両方に内部通報窓口を設けるなど、適時に対応できる体制としています。

さらに、「ユニチカグループ企業行動憲章」を定め、具体的な行動基準となる「ユニチカグループ行動基準」をグループの全役員・従業員等に配付し、周知徹底するほか、適宜リスクマネジメント室による研修やインターネットを活用したeラーニングによる教育を行うなど、コンプライアンスの推進に努めています。

(内部統制基本方針)

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会が、定款及び社内規程に基づき、当社及びグループ会社の経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員（以下総称して「役員」という。）の職務の執行を監督する。また、取締役会の監督機能の強化のため、2名以上の社外取締役を選任する。
- (2) 社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進について当社及びグループ会社を総括する。
- (3) 当社及びグループ会社の役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するために、具体的な基本方針・行動基準を「ユニチカグループ企業行動憲章」「ユニチカグループ行動基準」に定める。また、これらの内容を経営トップが率先して社内・社外に周知徹底する。
- (4) 当社及びグループ会社における法令・定款・社会規範等に違反する行為について、役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口をリスクマネジメント室及び社外弁護士事務所に設置・運営する。
- (5) 当社及びグループ会社における業務執行の状況を監査するために監査室を置く。
- (6) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (7) 反社会的勢力に対しては、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

「文書管理規程」等に則り、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するとともに情報の改ざん、漏えいを防止する措置を講ずる。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及びグループ会社の事業活動に潜在するリスクを特定し、リスクの低減を図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対応する。
- (2) 当社及びグループ会社の事業活動において重大な経営リスクが発生した場合、リスクマネジメント委員会を開催し、対応方針を決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びグループ会社の適正かつ合理的な職務権限及び意思決定ルートを定めた「権限規程」「業務分掌規程」「関係会社管理規程」等に則り、効率的な業務運営を行う。

また、取締役会にて決定される重要案件は、経営会議で事前審議を実施し、迅速化、効率化を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社の事業内容に応じて属する当社の事業本部を決定し、その事業本部が当該グループ会社を管理するとともに、当社で定めた役員を派遣し、グループ各社の取締役及び使用人の業務執行について監督する。
- (2) グループ会社が当社に報告すべき事項を「関係会社管理規程」に定めるほか、業績や財務状況については、グループ会社の属する当社の事業本部が毎月モニタリングするなど定期的に報告を求める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

使用人（以下監査役スタッフ）を置く。監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従うものとし、その評価及び異動については、会社が監査役と事前に協議を行う。

7. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の役員は、重要な会議などを通じて監査役に業務執行状況の報告をする。
- (2) 当社及びグループ会社の役員及び使用人は、損害を及ぼすおそれのある事実や、法令・定款・社会規範などに反する行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
- (3) 報告を受けた監査役は、当該報告があった旨をリスクマネジメント室に通知する。リスクマネジメント室は、関係部署に対し、当該報告をした者につき不利な取り扱いをしないように通知する。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用については、監査業務を妨げるものがないよう適正に前払又は償還を行う。また、支出の都度、当社の経費処理手続きに従い、適正に処理する。

9. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役、会計監査人及び監査室は連携を保ち、監査機能の実効性を確保する。
- (2) 監査役は、取締役会、重要な会議に出席する。
- (3) 監査役と代表取締役は、定期的に情報と意見を交換する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力の排除に向けた基本的考え方

当社では、反社会的勢力排除のため、一切の利益供与等を行わないほか、一切の関係を絶つため、毅然とした対応をとります。

2. 反社会的勢力排除のための体制等の整備状況

- (1) 当社の基本的考え方を含んだ「ユニチカグループ企業行動憲章」「ユニチカグループ行動基準」をグループの全役員・従業員等に配付し、周知徹底しています。
- (2) 人事総務部内に不当要求等の対応責任者を置き、適宜対応しています。
- (3) 警察当局との連携のほか、企業防衛対策協議会等に参加し、情報収集・相談を行える体制をとっています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

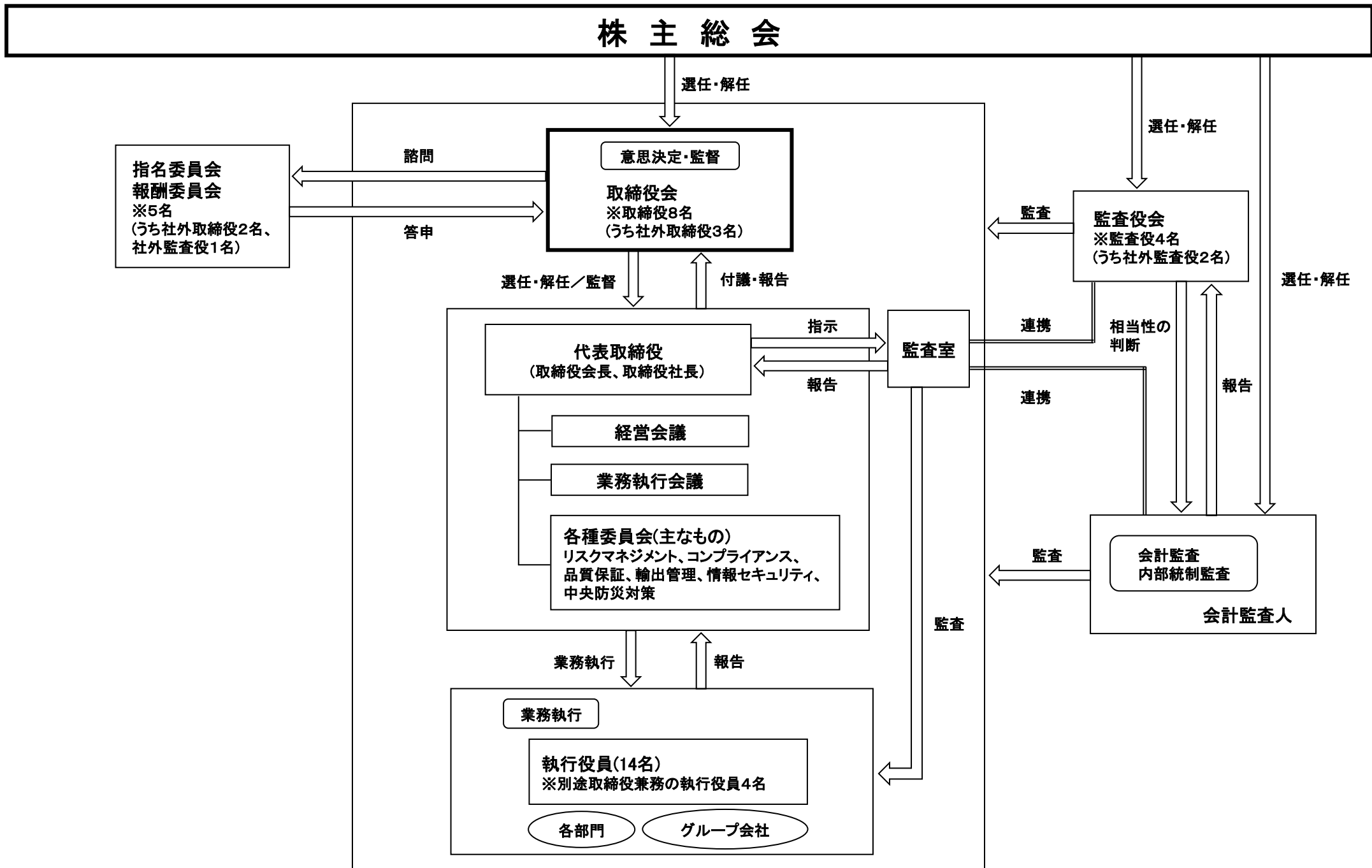
1. 情報開示の方針等

当社では、「ユニチカグループ企業行動憲章」において「広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的・公正に開示します。」と定めるほか、「ユニチカグループ行動基準」において具体的に遵守する事項を定めています。また、それらの周知のほか、社内の各種研修会において、コンプライアンス意識の徹底を図っています。

2. 情報開示の体制

- (1) 情報の集約・管理は経営企画本部が行っています。
- (2) 経営全般については経営企画部、有価証券報告書等・決算短信などの決算関係については経理部、株式関係は法務室、記者対応・ホームページ関係は社長室広報グループ、コンプライアンスについてはリスクマネジメント室がそれぞれ担当しています。
- (3) 経営の意思決定は、取締役会で行いますが、当社では、重要な案件については、まず全取締役で構成する「経営会議」において審議、検討を行った上で取締役会に諮ることとしています。
- (4) 情報開示の要否及び開示の内容については、社長室、リスクマネジメント室、経営企画部、法務室、経理部のメンバーで構成し、定期的及び随時開催する「開示部会」で、事前に審議、検討する体制としています。

【 ガバナンス体制模式図 】



【情報開示体制模式図】

